

昨日、突然業者が家にやってきて、「お宅の給湯器、すぐに取り替えなきゃマズイことになる」なんて言われて、焦って50万円の交換の契約をしちゃったんだよ。

大丈夫です。契約したあとでも、**期間内ならクーリング・オフ**できる場合があるんです！

クーリング・オフとは？

業者が突然、自宅を訪ねてくるなど、不意打ち性のある契約をした場合、一定の期間内であれば、申し込みを撤回したり、解除したりできる制度です。

- | | | | |
|---------------------------|---------|---------------------------------|---------------------------------|
| 4 | 3 | 2 | 1 |
| 事業者は消費者へ損害賠償や違約金を請求できません。 | 元に戻せます。 | 商品を受け取っている場合には、事業者の費用負担で返送できます。 | 未払い代金の支払義務がなくなり、既払い金は返還してもらえます。 |

クーリング・オフをするには 記録が残る方法で！

はがきなどの書面やEメールに必要事項を記載し、販売会社*へ発信

契約書面を受け取った日を含めて8日以内*に書面を発信（郵便の場合は特定記録郵便または簡易書留）した時点で有効

*クレジット払いの場合は、クレジット会社へも同時に通知。
*訪問販売は8日、マルチ商法やモニター商法などは20日以内。

必要事項

- 記入日
- 商品等名称
- 担当者氏名
- 契約解除の意向「上記の契約を解除します」 など
- 申込（契約）日
- 商品等価格
- 契約者の住所、氏名
- 販売会社



これなら簡単だ。

※簡単に作成できるクーリング・オフはがき作成用セットは市役所1階同課で配布しているほか、県のホームページからダウンロードもできます（任意の書式でも可）。



⚠ 通信販売はクーリング・オフ制度の対象外

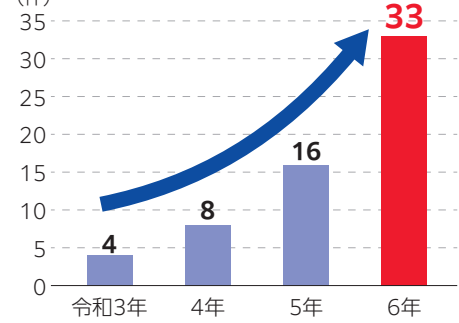
特集

不安をあおる悪質商法 点検商法から身を守る

市役所市民相談課市民相談係 ☎ (260) 5129 FAX (260) 5177

相談件数は前年同期の約2倍

点検商法に関する苦情相談件数の推移(各年4～7月)



今年4～7月の間に、市の消費生活センターに寄せられた「点検商法」に関する相談件数は33件。前年同期と比べ約2倍に増加しており、今後さらに増加すると予想されます。



こんな手口にご注意を



点検後、高額な修繕費を提示されることがあります。安易に業者を信用しないようにしましょう。



市が点検の委託・サービスなどで、突然訪問することはありません。

だまされないための4つのポイント

1 不要な場合はきっぱりと断る。

点検商法は、点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして契約させる手口。安易に点検に応じないようにしましょう。

2 家に上げる前に、本当に点検が必要か、確認を。

家族や身の回りの人に相談するなどして、慎重に判断しましょう。

3 点検後に製品の購入や修理の契約を勧められても、その場ですぐに契約しない。

現在の契約先の事業者やメーカーなどに相談したり、複数社から見積もりを取るなどが大切です。

4 契約してしまったても、クーリング・オフできる場合があります。

困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

点検商法対策とらの巻

消費生活センターにご相談ください

悪質商法や、事業者との取引・契約に関するトラブルは、専門的な知識を持つ消費生活相談員が、助言します。

市消費生活センター
☎ (260) 5120

月～金曜日
午前9時30分～正午・午後1時～4時
(祝日を除く)

市役所1階にご相談を！

